

徳島市監査委員告示第23号

令和2年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年5月6日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	岡	南		均
同	岸	本	和	代

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和2年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和3年3月31日報告分）に基づく措置状況

健康福祉部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 今後は行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 当該調定額通知書については、直ちに是正しました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 支出事務</p> <p>(1) 修繕決裁において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 予算執行伺書兼支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p>	<p>2 支出事務</p> <p>(1) 当該決裁書については、直ちに是正しました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 指摘後、直ちに会計管理者との協議を行いました。今後は、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な予算執行に努めます。</p>

<p>3 契約事務</p> <p>(1) 支出負担行為書において、決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) 当該決裁書については、直ちに是正しました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 指摘後、直ちに会計管理者との協議を行いました。今後は予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な予算執行に努めます。</p>
<p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 普通財産の貸付けにおいて、契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。</p>	<p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 当該契約書については、直ちに収入印紙の貼付を行いました。今後は印紙税法に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印のないものがあった。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 押印のない出勤日については、出勤を確認し押印しました。今後は徳島市職員服務規程に基づき、適正に処理を行います。</p>